

市民意見聴取に係る施策の概要

資料2-1-②

案件名：尼崎市障害者計画(第4期)・障害福祉計画(第6期)の策定

(副題)

局課名：健康福祉局 障害福祉担当(部)障害福祉政策担当(課)

施策の目的	本市の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援等の提供体制の確保を図ります。
現状・背景	<p>○「尼崎市障害者計画」は、障害者基本法に基づき、本市の障害者施策全般について、総合的かつ計画的な推進を図るために策定している法定計画です。なお、現行の第3期計画は、平成27年度から令和2年度までの6か年計画としています。</p> <p>○「尼崎市障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づき、本市の障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援等の提供体制の確保を図るために策定している法定計画です。なお、現行の第5期計画は、平成30年度から令和2年度までの3か年計画としています。</p> <p>○両計画の進捗管理や評価にあたっては、PDCAサイクルの手法を用いて、毎年度「評価・管理シート」を作成・公表しています。</p> <p>○両計画の計画期間が令和2年度末をもって終了することから、「尼崎市障害者計画(第4期：令和3年度から令和8年度までの6か年)」と「尼崎市障害福祉計画(第6期：令和3年度から令和5年度までの3か年)」を一体的に策定します。</p>
課題	<p>○計画の策定にあたっては、国「障害者基本計画(第4次：平成30年度から令和4年度)」に掲げられている基本理念などの「基本的な考え方」や「施策の基本的な方向」等を始め、現在、国で見直しが行われている「障害福祉計画等に係る基本指針」の「成果目標」や「活動指標」等を踏まえて検討していく必要があります。</p> <p>○現行計画の進捗状況や評価を考慮しつつ、本市の障害者施策の方向性や具体的な取組等について協議していくため、障害当事者等のニーズを把握する必要があります。</p>
施策の策定にあたっての考え方	<p>○計画策定の考え方としては、現行計画の体系(基本理念や基本施策等)を基本とし、「評価・管理シート」の評価内容等を精査するとともに、市内の障害者手帳所持者等を対象としたアンケート調査を実施して、障害当事者等の生活実態やサービスの利用状況、支援ニーズ等の把握に取り組みます。</p> <p>○また、「尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会」や「尼崎市自立支援協議会」、「尼崎市手話言語条例施策推進協議会」等において協議を行い、幅広い意見を取り入れて検討していきます。</p>
意見を聴取するポイント	<p>○国の障害者基本計画では、「社会のバリア(社会的障壁)除去の推進に向けたアクセシビリティ向上の視点」や「障害者差別の解消に向けた環境整備」等を基本的な方向とし、それらの考え方を踏まえて、各分野における障害者施策が掲げられています。また、本市計画の「評価・管理シート」の進捗状況や評価の内容等も踏まえて考察すると、次期計画を策定するあたっては、次の項目が主なポイントになると考えています。</p> <p>○この主な策定ポイントも含めて、本市計画に掲げる基本施策や各サービスについて幅広くご意見を伺います。なお、主な策定ポイントの詳細資料(別紙参照)や本市の現行計画、「評価・管理シート」については、市ホームページに掲載していますので、そちらを参考にしてください。</p> <p>【次期計画の主な策定ポイント(案)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児や精神障害者への支援、リハビリテーションなど医療機関との連携強化 ・障害特性等に配慮したきめ細かい相談支援の実施 ・計画相談支援(サービス等利用計画の作成等)の一層の推進 ・障害特性に応じた就労、学習や活動、地域への参画機会の確保・充実 ・地域移行や「親亡き後」の生活に向けたグループホーム整備の促進 ・障害特性に応じた情報・コミュニケーション支援の推進 ・手話通訳など意思疎通支援体制の強化 ・行政サービス等における合理的配慮の一層の推進
市民意向調査(ステップ2)の実施手法	令和2年1月下旬から2月中旬に、市内の障害者手帳所持者等を対象としたアンケート調査を行います。
お問い合わせ先	<p>健康福祉局障害福祉担当(部)障害福祉政策担当(課) 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁南館2F 電話番号(TEL) : 06-6489-6577 ファックス(FAX) : 06-6489-6351 メールアドレス(EMAIL) : ama-shogaikeikaku@city.amagasaki.hyogo.jp</p>